



## 情報交流モニター等交流会を開催

沖縄総合事務局は、2月19日、那覇第二合同庁舎会議室において、「平成19年度情報交流モニター等交流会」を開催しました。

この交流会は、「農林水産情報交流ネットワーク事業」に基づき、情報交流モニター等への積極的な情報提供及び情報交流モニター等の情報交流を促進することにより、農林水産行政を円滑かつ効果的に推進し、農林水産業の進行及び農山漁村地域の活性化を図ることを目的として、毎年開催されております。

今回の交流会は、本島内の生産者、流通加工業者及び消費情報提供者の各モニター12名が参加し、当局からは、「JAS法の表示について」の説明を行いました。地域における地産地消への取組事例として、大宜味村大兼区にある、「笑味の店」のオーナー金城笑子さんが、地域で普通に栽培されている島野菜を食材に、店の看板メニューで

ある「長寿膳」を生み出すに至った体験談や地場産シークワーサーを使った「笑味たれ」やドレッシングなどを紹介しました。

また、施設見学として、浦添市の沖縄食糧株式会社に出向き、大型低温倉庫や精米工場、DNA判定や新鮮度判定を行う研究室などを視察した後、同社担当者による質疑応答が行われました。

意見交換では、食品の表示について「大豆などで、遺伝子組み換えの表示をすることの根拠はなにか」などの質問や「塩化ナトリウムと海水から作った塩を区別できるような表示方法にしてほしい」との要望が出され、地産地消への取組みについては、食育との関連づけなどの質疑が出されました。

なお、当交流会は、那覇、名護、宮古島及び石垣島の各統計・情報センターにおいても開催されました。



モニターと意見交換



精米工場見学



## 平成19年度海洋汚染防止講習会の開催



平成20年2月20日(水)に沖縄船員会館において、海洋汚染防止講習会を開催し、海事関係者60名が参加しました。

本講習会は、海事関係者を対象として「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」及び関係法令の内容を始め、海洋環境保全に役立つ事項について周知徹底を行うことを目的としています。

講習会では、国土交通省総合政策局海洋政策課の担当官から「海洋汚染防止法と最近の情勢」と題して講習が行われ、船舶の

安全を確保するため又は人命を救助するために排出する場合、貨物油を含まないビルジ等の油を表の基準に従って排出する場合等を除き、船舶からの油の排出は、原則として、「いかなる人」も、「すべての海域」において、油を排出することは禁止されているとの説明がありました。

また、第十一管区海上保安本部環境防災

課の担当官からは、「第十一管区における海洋汚染の現状と海洋環境保全への取り組み等」と題して講習が行われ、漏油事故防止のためには、責任者の選任、設備器具の点検・整備、作業計画の策定、打ち合わせ、作業準備、作業進行状況の常時確認等を遵守することが大切であるとの説明がありました。

表 貨物油を含まない油の排出基準

総トン数1万トン以上の船舶(特別海域(注1)にあっては総トン数400トン以上の船舶)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油分濃度が15ppm以下であること。</li> <li>・南極海域以外の海域で排出すること。</li> <li>・航行中であること。</li> <li>・油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置を作動させていること。</li> </ul>
総トン数1万トン未満の船舶(特別海域(注1)にあっては総トン数400トン未満の船舶)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油分濃度が15ppm以下であること。</li> <li>・南極海域以外の海域で排出すること。</li> <li>・航行中であること。</li> <li>・油水分離装置を作動させていること(注2)。</li> </ul>

(注1) 特別海域とは、地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域をいう。

(注2) 燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあっては、油水分離装置に加えビルジ用濃度監視装置を作動させること。



## 経済産業部

# 新エネルギー事業導入促進セミナー -バイオマス等未活用エネルギー-事業化に向けて-を開催

Report

エネルギーと表裏一体である地球温暖化問題への関心は、内外で急速に高まっておりその対策は、我が国の喫緊な課題となっています。特にバイオマスによる新エネルギーの導入拡大は、CO<sub>2</sub>の排出削減対策として期待されることから、1月21日(月)那覇市内において「バイオマス等未活用エネルギー事業化に向けて」をテーマとした新エネルギー事業導入促進セミナーを沖縄県及び(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構九州支部と共に開催しました。沖縄では、24の市町村が「地域新エネルギー

ビジョン」を策定し太陽光、風力、バイオマス等新エネルギー導入に積極的姿勢を打ち出していますが、その実現には、バイオマスの場合、資源の収集・運搬コスト等、まだ解決すべき多くの課題を抱えております。

このような中、全国では、様々な課題を克服してバイオマスエネルギーの事業化に先進的・積極的に取組んでいる事業者があります。

今回、このような事業者の取組み事例紹介等をとおして、沖縄における「バイオマス等未活用エネルギー・事業化」に必要な方策等を探り、

新エネルギーの事業導入を一層促進することを目的に本セミナーを開催致しました。( 参加者約130名 )



新エネセミナー



## 開発建設部

# 日本風景街道(琉球歴史ロマン街道「宿道」)について

Report

日本風景街道は、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的としており、地域住民やNPO、地方自治体、企業などで組織するパートナーシップが一体となってルートを提案し、ルート内で様々な取り組み・活動を通して魅力ある地域づくりにつながるよう推進しています。

平成20年2月1日現在、1ルート、2つのパートナーシップ(美ら海とやんばる

の風景街道、沖縄南部風景街道パートナーシップ)が登録されており、平成20年度にはルート内で様々な活動が実施される予定です。

パートナーシップへの参加は、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能です。

ただし、日本風景街道に登録するためには、「風景街道パートナーシップ」が申請主体となる必要があります。なお、募集要領及び日本風景街道についての情報は以下のインターネットホームページをご覧ください。

( URL )

<http://www.dc.ogb.go.jp/road/ir/fukei/index.html>



琉球歴史ロマン街道「宿道」(沖縄県):  
今帰仁城跡(世界遺産)(沖縄地方風景街道協議会)



## 開発建設部

# 沖縄東部河川総合開発事業(億首ダム)他3件「妥当」 ~開発建設部事業評価監視委員会審議結果について~

Report



沖縄総合事務局開発建設部においては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度から所管事業の事業評価を実施しています。

評価の実施にあたっては、学識経験者等の

第三者から構成される「事業評価監視委員会」を審議機関として設置し、その意見を尊重することとしています。平成19年度の事業評価監視委員会については、1月17日(木)に沖縄総合事務局4F特別会議室にて開催されました。

今年度の対象事業は、再評価事業が3事業【沖縄東部河川総合開発事業(億首ダム)、一般国道331号豊見城道路、一般国道331号糸満道路】、事後評価事業が1事業【中城湾港新港地区防波堤整備事業】でした。審議結果は以下のとおりです。

沖縄東部河川総合開発事業(億首ダム)  
対応方針(原案)に対して審議を行った結果、「事業継続」が妥当とされた。委員からの主

な意見 事業の効果もあり今後の進捗も見込まれることから、事業を継続して進捗を図られたい。

一般国道331号豊見城道路・糸満道路  
対応方針(原案)に対して審議を行った結果、「事業継続」が妥当とされた。委員からの主な意見 早期に供用を図る必要性がある。  
中城湾港新港地区防波堤整備事業  
対応方針(案)に対して審議を行った結果、「改善措置及び今後の事業評価の必要性はない」とされた。

なお、詳しい議事内容及び会議資料等については、後日沖縄総合事務局開発建設部ホームページにて公開いたします。